

## 第6章 行動計画

### 1 各主体の役割

生物多様性の保全と持続的な利用を進めるための行動は、地方公共団体をはじめ、県民、NPO、企業などのさまざまな主体が協働して取り組むことが重要であり、それぞれの主体が次のような役割を果たしていくことが期待されます。

#### 行政の役割

- ・ すべての事業で生物多様性の視点を持つことを可能とするための希少生物情報の提供や専門家による助言制度などの基盤整備
- ・ 生物多様性の保全と創出に関する調査研究
- ・ 自然環境の改変を伴う公共工事における生物多様性の保全への配慮
- ・ 県民の参画と共同により生物多様性の保全を推進するためのNPO等の民間活動団体の活動支援
- ・ 生物多様性の普及啓発を図るための環境学習やエコツーリズム等の推進
- ・ 農林水産業など人の営みと生物多様性の調和を推進するため、農業では、化学肥料・農薬の使用を極力抑え、自然生態系の活力を可能な限り活かした人と環境にやさしい環境創造型農業の展開、林業では、里山林の整備や木材産業の振興、水産業では、水産資源の管理や回復、魚礁や藻場の造成による生息環境の改善など、各分野の特性に応じた対策の推進

#### NPO等活動団体の役割

- ・ 生物多様性を保全するための活動を実践するとともに、広く県民の参加を受け入れるプログラムの提供
- ・ 専門的な知見や経験を活かした企業や教育機関等の取組の支援

#### 企業の役割

- ・ 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、原材料の利用などにおける生物多様性に配慮した事業活動の推進
- ・ 生物多様性に配慮した事業活動に関する情報の積極的な公開
- ・ 社会貢献活動としての森林や里山等における生物多様性保全活動への参画、NPO等の民間活動団体への支援
- ・ 関係企業に対する生物多様性の保全と持続可能な利用への取組の啓発
- ・ 研究機関やNPO等との連携の推進

### **農林水産業者の役割**

- ・ 生態系に配慮した農薬や肥料の使用
- ・ 遺伝子組み換えにより品種改良された生物種の適切な使用による、自然生態系への配慮
- ・ 資源管理型漁業などによる海洋生物の持続的な利用
- ・ 海洋生態系に配慮した養殖業の実施

### **県民の役割**

- ・ 生物多様性に配慮した商品を選択するなど、消費行動を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献
- ・ 自然とふれあい、自然を体験することを通じた生物多様性の重要性の理解、保全活動等への積極的な参加
- ・ 希少野生動植物の捕獲や採取を行わないなど、野生動植物の保全
- ・ 外来生物による生態系への影響や農林水産物への被害を理解し、飼っている外来生物を野外に放さないなどの外来生物法の遵守

## **2 行動の視点**

各主体がそれぞれの役割を認識し、生物多様性の保全と持続的な利用に向けた取組を進めるにあたっては、次のような視点を持って進めていきます。

### **○ 多様な主体の参画と協働による支えあい**

生物多様性の保全や持続可能な利用を進めるために、多くの人々が生物多様性の重要性について理解を深め、交流しながらお互いの活動を支えあい、生物多様性の保全・再生等に係る活動の輪を広げていくことのできるような取組を進めていきます。

### **○ 人の営みと自然との共生**

生物多様性の恩恵を次の世代に引き継いでいくために、社会経済活動と生物多様性の取組が調和するかたちで取組を進めていきます。

### **○ 地域の特性を活かす**

それぞれの地域では、特色ある自然環境や生物多様性を活かして、独自の生業、環境、文化を築いてきました。地域独自の生業、環境、文化を保全・発展させることが生物多様性の保全にも重要との視点に立ち、地域の魅力の再興を促し、兵庫県全体に活力をもたらす取組を進めます。

### 3 県の行動計画

生物多様性の保全・再生に関するこれまでの取組を引き続き推進します。そのうえで、これまでの取組で得られた成果を他の取組に活かすとともに、明らかとなった課題を解決するために下記の行動を計画的に推進します。

#### (1) すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

##### ① 生物多様性配慮指針の作成

平成13年に作成した「ひょうご・人と自然の川づくり技術資料～川の見方～」は、生態系や水文化・歴史、景観、親水の視点から川の特性を解説した川づくりのための技術資料となっています。

今後、各事業の実施に際して自然との調和に配慮した技術指針等を作成する時に参考となるよう、生物多様性の保全のためにはどのような視点を持ち、どのような点に配慮していくことが必要なのかがわかるように、森・川・海の連続性を考慮した生物多様性配慮指針を作成します。

##### ② 新たなレッドデータブックの策定

生物の生息・生育状況は、環境の変化によって刻々と変化しているため、レッドデータブックを常に見直す必要があります。また、これまでのレッドデータブックでは、絶滅危惧種が集中するような重要な生態系（ホットスポット）は抽出されていないことから、これらをリスト化することも必要です。新しいレッドデータブックでは、希少種の保全とあわせて重要な生態系を保全する観点から、ホットスポットの抽出を行うとともに、生息・生育環境の連続性を重視する観点から生態系レッドリストも作成します。レッドデータリストを随時見直すことにより、生物多様性の質がどのように推移したかを把握し、生物多様性の保全につなげていきます。

##### ③ 外来生物対策の推進

外来生物が自然界に一度定着してしまうと容易に取り除くことはできず、その駆除には膨大な労力と費用がかかります。生物多様性や人間生活に悪影響を及ぼす侵略的な外来生物の拡散を早期に食い止め駆除を効果的・計画的に実施していくために、行政（県、市町、研究機関、警察等）の情報共有体制の整備とともに、外来生物に関する県民への普及啓発を行います。

### ア ブラックリスト（要注意外来生物リスト）の作成

県内の外来生物の生息・生育状況等を整理、リスト化して駆除の必要性を啓発します。リスト化では、国が指定する特定外来生物だけでなく、兵庫県下及び隣接県で問題になっている生態系に悪影響のある種についても対象とします。

### イ 外来生物防除マニュアルの作成・公表

アライグマについては、平成18年に防除マニュアルを作成していますが、その他の動植物の防除方法の普及が遅れているため、在来種の生息に特に大きな影響を与えている動植物について、防除マニュアルを作成し、広く事業者やNPO等に周知することにより、在来種の保全及び生物多様性の保全に努めます。

## ④ 生物多様性アドバイザーの設置

希少種だけでなく、多様な生物の生息・生育環境を保全する観点から、様々な事業に対して評価・アドバイスできる生物多様性アドバイザーを設置し、必要な時に随時現地等で指導できる体制を整備します。このため、里山林整備や河川環境の改変、ほ場整備やため池改修などの事業ですでに導入されているアドバイザー制度の仕組みを他の事業にも広げ、すべての事業で生物多様性に配慮することができるようにします。

アドバイザーは、自然保護指導員や森林インストラクターなど専門的知識を有しかつ地域の自然環境の動向に精通した者の中から、県の試験研究機関や市町等の推薦を受けた者などを県が選任・登録します。

そして、定期的にアドバイザー会議を開催し、公共事業等に関する情報を共有することにより、事業間の連携を強化して森・川・海等の生態系の連続性を確保していきます。

## (2) 参画と協働による生物多様性保全活動の推進

生物多様性に関する県民等の認知度はまだまだ低い状況です。このため、生物多様性について学び、情報を得ることができる機会を提供し、生物多様性に取り組む社会環境づくりを進めます。

### ① NPO等の活動支援

生物多様性の保全・再生に取り組むNPO等の活動を一層促進するため、活動資金、会員、活動場所が円滑に確保できるよう、NPO等

が地域住民や県民、企業等に対して活動の意義や活動内容をアピールする活動報告会等の機会を提供します。このことにより、県民や企業等が、生物多様性の保全に参画・協働するよう促していきます。

また、NPO等と専門家の連携やNPO相互の交流を進めることがNPO等の活動内容を高め、ひいては生物多様性の保全に一層貢献することにつながるため、生物多様性アドバイザーやNPO等が一同に会して活動内容を相互に発表し、自らの活動内容等に関する情報を提供したり、他のNPO等との交流や情報交換を行う場の提供や生物多様性支援拠点への登録を通じて、NPO等のネットワーク化を図ります。

## ② 生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発

### ア 生物多様性に関する活動情報の発信

NPOや企業等の生物多様性に関する活動を取りまとめ、県民が生物多様性に関する取組に気軽に参加したり、実践できるように、活動内容や実施場所等の情報を発信します。

### イ PR性の高いシンボルプロジェクトの推進

多くの人々が親しみを感じており、かつ生態系保全活動の象徴となる種（キーストーン種）をシンボル種として選定し、地域一体となってシンボル種の保全・再生を図る活動をシンボルプロジェクトとして広く県民にPRするとともに取組を促進します。

こうした地域の取組を積極的に広報することにより、県民や企業の参画意欲を醸成します。

### ウ グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進

都市住民が豊かな自然に触れ、美しい景観を楽しむなど農山漁村との交流の場を提供するグリーンツーリズムやエコツーリズムを展開し、生物多様性保全活動に関する県民の理解と参画を促進します。

### エ 環境学習を通じた生物多様性に関する理解の促進

NPO等が主体的に実施している環境学習の中に生物多様性への興味や理解を育む内容を組み入れるため、生物多様性に関する学習教材を作成し、次代を担う子どもたちが、人間を含むあらゆる生物のいのちを育む自然の大切さや命のつながりに気づくことができるようにします。

このため、幼児期に動植物に触れるなどの自然体験の機会を提供す

る「ひょうごっこグリーンガーデン」事業、小・中・高校生の体験型学習の充実を図る「ひょうごグリーンスクール」事業を推進します。また、こうした子どもたちの環境体験活動を地域の人材や資源を活かして総合的に支える「ひょうごグリーンサポートクラブ」事業を県下全域で展開することにより、自然環境やいのちを大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていきます。

○ひょうごっこグリーンガーデン事業

- ・ 幼稚園や保育所での自然体験、農作業体験等を通じて、幼児自らが「生命の大切さ」に気づく体験型環境学習を展開する。

○ひょうごグリーンスクール事業

・ 環境体験事業

命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、小学校3年生が地域の自然の中へ出かけて行き、農家や自然観察・生物観察指導者、里山体験指導者など地域の人々などの協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然にふれあう体験型環境学習（年3回程度）を実施する。

・ 自然学校推進事業

小学校5年生を対象に、5泊6日の日程で豊かな自然の中で自然観察、登山、ハイキングなど様々な活動を行う。

○ひょうごグリーンサポートクラブ事業

・ 地域環境学習コーディネーター

各県民局に1人配置し、小学校3年生の「環境体験事業」や幼児期の環境学習を支援するグリーンサポーターとして、地域の人材やフィールドの発掘・活用等の調整を行う。

・ ひょうごグリーンサポーター

地球温暖化防止活動推進員、里山環境体験指導者、水生生物観察指導者などの地域における環境学習を支える人材を県民局に登録。

### オ 生物多様性について学ぶ場の提供

生物多様性に関する県民の理解を深めるため、これまでに実施している環境教育関連事業に、生物多様性の専門家や活動家を派遣します。

#### 生物多様性に関する内容を組み入れる既存制度

##### ○出前講座（県）

- ・ 県民から要請があった場合に、県職員が学校の授業や社員研修会へ出向いて県の施策を紹介する出前講座

##### ○環境学習サポーター登録・紹介制度（ひょうご環境創造協会）

- ・ 環境学習会や環境活動などを実施する場合に、講師やサポーターを紹介する制度

##### ○ひょうご出前環境教室（ひょうご環境創造協会）

- ・ 地域団体やグループ、学校等で環境学習を実施する場合に、(財)ひょうご環境創造協会が選定した環境学習メニューを採用すれば、メニューに応じた講師を派遣してもらえる制度

### カ 学習指導者の養成

ナチュラルウォッチャー、森林ボランティア、ため池保全活動参加者などを対象に生物多様性に関する研修を実施し、生物多様性の重要性を教える指導者として養成していきます。

#### ③ 企業のCSR活動等への支援

生物多様性に関するCSR活動を計画している企業や土地提供者・活動指導者となるNPO等の情報を集約することにより、両者を結ぶコーディネート機能を充実させます。また、企業が継続的に実施している生物多様性保全に関する事業活動を広く普及啓発することにより、生物多様性に貢献する企業のイメージアップを支援します。

### (3) 人の営みと生物多様性の調和の推進

#### ① 生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進

生物多様性の持続可能な利用は、自然の回復能力を超えない範囲で行うことにより成り立ちます。生物多様性を保全できる良好な生産環境を維持した産業を振興することにより、安全、安心な産物の供給や企業活動と生物多様性の調和を実現します。

#### (農業)

##### ア 農薬や肥料の適切な使用

農薬や化学肥料の不適切な使用による生物多様性への悪影響を防止する観点から有機農業等による環境創造型農業を推進するとともに、こうした取組情報を環境学習・環境教育の場やインターネットを

活用して広く発信することにより、生物多様性に配慮した農作物に対する生産者、消費者の理解を促し、こうした生産方式の一層の振興に努めます。

また、環境に配慮した農業生産技術の開発を推進し、将来にわたって生物多様性の持続可能な利用と安全・安心な食料の供給を確保します。

#### イ 集落ぐるみでの取組に対する支援

農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を面的に図る観点から、集落ぐるみの営農活動を継続して支援します。また、集落ごとの勉強会や研究会の立ち上げなど地域の実情にあわせてきめ細かく対応できる取組についての検討を行います。

#### ウ 食育を通じた生物多様性への理解促進及び地産地消の推進

学校給食に地域の産物を積極的に取り入れて、地産地消の大切さについて子どもたちの理解を深めます。併せて、生物多様性パンフレット等の学習教材を活用し、生き物の命の恵みによって自分たちが生かされており、命のつながりの大切さに気づくきっかけをつくっていきます。

#### エ 農業の担い手育成等における生物多様性の理解促進

農業の担い手育成時に、環境に配慮した農業手法の指導・普及を行います。

また、企業の農業関連事業への参入時に、生産性向上とともに生物多様性への配慮がなされるよう、学識者やNPO等の指導や協力を受けることができる体制づくりを進めていきます。

### (林業)

#### ア 多様な森づくりと担い手育成

生物多様性につながる里山林育成手法の技術開発を進めます。林業経営の指導にあたっては、生産機能だけでなく、森林の持つ環境機能の視点を盛り込んで、伐採跡地への広葉樹の導入、複層林化などを推進していきます。

さらに、優れた経営や技術を実践している林家を指導林家や青年林業士に認定するとともに、若年林業労働者等を対象とした長期技術研修の修了者を林業作業士に認定するなどにより、森林整備を担う人材



を育成していきます。

### イ 木材産業の振興

持続的な資源循環型林業の確立のために、県産木材供給センターの整備、林道・作業道を組み合わせた高密度路網の計画的な配置による原木の安定供給を図り、県産木材の利用促進や販路拡大を進めます。

## (水産業)

### ア 水産資源の安定供給

水産資源を持続的に利用するため、小型魚の保護などによる資源管理や休漁期・保護区・操業禁止区域の設定による資源回復への取組をさらに進めます。種苗を放流する場合には、適地へ放流することにより海域の生態系や種の遺伝的特性を攪乱しないように配慮します。また、魚礁の設置や増殖場の造成により魚介類の生息場所を確保するとともに、藻場の造成を進めていきます。

### イ 水産業の振興と担い手の育成

研究や調査で得られた水産資源に関する情報を漁業者等に提供し、県産水産物を安定して提供できる体制を整えるとともに、漁業後継者の育成と漁業者の意識改革を促し、水産業の振興と生物多様性の持続的な利用を図ります。

## (企業活動)

国において検討が進められている生物多様性企業活動ガイドライン（仮称）の普及を図るなど、事業活動が生物多様性に与える影響を自ら評価し、その影響の低減を図ることの重要性についての企業の理解と取組みを促進することにより、事業活動と生物多様性との調和を図ります。

## ② 野生動物の保護管理の推進

多様な野生鳥獣が将来にわたって存続し、人と野生鳥獣との調和ある関係を構築していくためには、野生鳥獣の保護管理を適切に進めることが重要であることから、個体数の増加による農林業や生態系等への被害、個体数の減少による絶滅の危機等が生じないように、生息・生育状況の調査研究などに基づいた保護管理を充実・強化していきます。さらに、野生鳥獣の個体数調整の対策のみならず、その生息環境の管理も実施していきます。

このため、科学的な根拠に基づき、「個体数管理・被害管理・生息地管理」を総合的・計画的に進める拠点となる森林動物研究センターを中心に保護管理を着実に進めていきます。

### 森林動物研究センターの概要

野生動物に関わる様々な課題を解決し、「人」と「野生動物」、「森林などの自然」の共生を実現するため、科学的で計画的な野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）の推進拠点として、平成19年4月に開設した。

研究センターには、兵庫県立大学自然・環境科学研究所の教員である研究員と、野生動物の専門技術者である森林動物専門員を配置し、ワイルドライフ・マネジメントの推進に必要なデータの収集・分析、政策提言をはじめ、被害防除のための地域支援活動や野生動物出沒対応、人材育成や普及啓発など、総合的な活動を展開している。

#### 1 主な機能

##### (1) 野生動物・生息地・社会環境などに関する調査研究

野生動物に関わる科学的データの収集、蓄積、分析と将来予測及び政策提言を行う。

##### (2) 施策の企画立案の支援

調査研究の成果や現場対応の実績をもとに行政施策を支援する。

##### (3) 現場対応の技術支援

森林動物専門員と研究員の連携により県民の現場対応を支援する。

##### ① 森林動物専門員

研究センターの調査結果や研究成果を活かし、現場対応につなげていく中心的な役割を担うのが森林動物専門員制度であり、研究員や農業改良普及員、関係機関との連携を図りながら、地域の実状に応じた問題の解決に取り組んでいく。

##### ② 森林動物指導員

野生動物の好適な生息地となる森林整備を推進するため、県民局（農林振興事務所）に「森林動物指導員」を配置し、センター専門員と連携しつつ野生動物に配慮した森林整備などの生息地管理を進める。

##### (4) 人材育成

ワイルドライフ・マネジメントを担う人材の育成と県民への普及啓発を図る。

##### (5) 情報発信・ミュージアム機能

様々な方法により野生動物に関する情報発信を行っていく。

#### 2 具体的な取組

- ・ 個体数が著しく増加して農林業被害が著しいシカについては、捕獲拡大による個体数管理や防護柵の設置等の被害防止対策を進めるとともに、捕獲個体の有効利用を図るため、シカ肉の需要拡大や肉処理ガイドラインの作成、皮や角の用途開発などを進める。
- ・ 農業被害が著しいイノシシについては、被害を及ぼしている地域を重点に有害捕獲を強化する。なお、人間を恐れず、市街地にも徘徊するイノシシが増加してきた背景には、人間による餌付けの影響があるため、市町と連携しながら餌付け禁止の啓発等を進める。
- ・ サルについては、地元住民による追い払い隊の育成や訓練を受けた犬による追い払いを進めることにより、被害の軽減と地域個体群の保全を両立する。
- ・ 絶滅危惧種であるクマについては、人身被害、精神被害の解消を図るために、出沒対応基準を定めて追い払いや学習放獣等を行い、集落への出沒を抑制して人と棲み分けることにより、地域個体群の安定維持を図る。
- ・ 生息環境の整備については、山裾に緩衝帯を設けて棲み分けを図るとともに、奥山に広葉樹を植栽して餌資源の確保を図る。

### ③ 遺伝子資源の適正利用の推進

#### ア 試験研究

多様な環境に適応した動植物が保有している遺伝資源は、病虫害抵抗性や環境ストレス耐性などを付加した新たな品種の開発に必須のものであり、食料・環境・エネルギー問題の解決に貢献します。このため、特に農林水産分野における効率的・効果的な生産基盤を支えるものとして、有用植物等の遺伝情報や機能に関する知見を収集・保存し、試験研究を推進していきます。

#### イ 情報提供

遺伝子組換え生物等を環境へ放出することは生物多様性への影響が生じるおそれがあることから、カルタヘナ法に基づき事前の影響評価などが必要とされています。食の安全環境問題に県民の関心が高まる中で、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性へのリスクを含めて遺伝子資源の科学的知見に関する情報を県民に提供していきます。

### ④ 防災機能と生物多様性との調和の推進

森林や水田は、生物多様性の保全に重要な役割を果たすとともに、国土の保全や災害防止などの防災機能も有しています。このため、森林や水田等における防災のための事業やNPO等の活動が生物多様性と調和したものとなるような技術開発を進めていきます。

表 6-1 自然のもつ防災・減災効果



<p><b>[森林]</b>                  土中にしっかりと張った根は土砂の流出や山崩れを防ぎ、地上部はなだれや落石の発生を抑え、そして森林がつくる土壌はスポンジのように水をため込み、洪水や濁水を防ぎます。                  ●山崩れを防ぐ ●土砂の流出を防ぐ ●洪水を防ぐ ●なだれを防ぐ</p>
<p><b>[水田・畑・ため池]</b>                  ●洪水を防ぐ                  水田や畑、ため池は、大雨の際に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて徐々に下流に流すことによって洪水を防止・軽減し、下流域の暮らしの安全を守っています。                  ●土壌崩壊、土壌浸食を防ぐ                  棚田では、生産活動を通じた定期的な補修を行うことにより、斜面の崩壊が未然に防止されているほか、平坦に貯えられた水や栽培されている作物が雨や風の影響を和らげることによって、土砂の流出や飛散が抑えられています。                  ●河川の水量を安定させる                  日本は地形が急峻で河川も急流なため、水はすぐに海に流出してしましますが、水田は川の水を貯え、徐々に地下に浸透させ、ゆっくり時間をかけて再び河川に戻すことにより、河川の流れを安定させています。</p>
<p><b>[海(砂浜)]</b>                  砂浜は、波の力を軽減するために極めて有効な防災機能を持っている防災施設です。</p>
<p><b>[都市]</b>                  公園や街路樹などは、災害発生時には避難地となり、延焼を防止する効果を発揮しています。また、グラウンド、駐車場などを遊水池（多目的遊水池）にすることで住宅への被害を減少させます。</p>

⑤ 地球温暖化への対応

生物が適応できない温暖化が進行し、避けられない危機となりつつあることが危惧されています。また、外来生物の侵入に関しても、気温上昇が大きく影響すると考えられます。地球温暖化により生態系への影響がどの程度生じるかは明らかではありませんが、本県の野生動植物の変化を観察し、地球温暖化により影響を受けやすい種や適応力の高い種を把握します。その情報を地域住民やNPO等の様々な主体が共有することにより、野生動植物の保全や自然再生の取組等に活用していきます。

地球温暖化対策としては、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」（平成 18 年 7 月改定）に基づき、条例による排出抑制、省エネ機器の導入促進、県民の省エネ行動の推進など総合的な対策を計画的に実施することにより、平成 22 年度の温室効果ガス排出量を平成 2 年度比 6% 削減することを目標としてその達成に努めています。今後とも「温室効果ガス排出削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現」、「太陽光、風力、バイオマス等のグリーンエネルギーの大幅導入」、「環

境に配慮した持続可能なまちづくりの推進」、「環境負荷の少ないライフスタイルへの変革」に関する取組を推進していきます。

(4) 行動計画を支える基盤整備

① 生物多様性支援拠点の整備

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する情報の収集・整理・活用とともに、生物多様性に配慮する施策やNPO等の活動をサポートする機能を持つ生物多様性支援拠点を整備します。この支援拠点では、次のような活動を実施していきます。

ア 生物多様性アドバイザーの紹介

事業活動や施策の推進に際して、専門的なアドバイスを必要とする際に、拠点があらかじめ選定した専門家をアドバイザーとして各主体に紹介します。

イ 生物多様性に関する県民の相談窓口

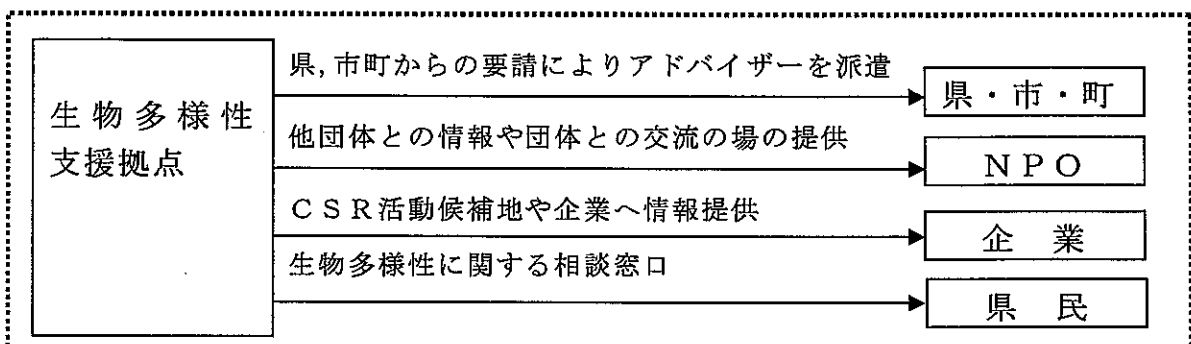
自然や野生動物に関する相談に随時対応できるように相談体制を整えます。県内には様々な研究機関がありますが、県民が相談しやすいよう相互の連携を強化して窓口を一本化します。

ウ 多様な生物情報の収集・管理・蓄積

県や市町、NPOにより数多く作成されているガイドブック、調査報告書等の生物多様性に関連する情報を収集・整理し、貴重な情報が散逸しないよう一元的に管理することにより、県下の生物種のリストづくりなど生物相の把握を行うとともに、誰もが随時使用できる環境を整備します。

また、自然観察会や生物多様性の保全、再生活動などの県民が参加できるイベント情報についても集約し、広く県民に情報発信します。

生物多様性支援拠点における取組



## ② 生物多様性保全のための予防的措置の充実

### ア 絶滅のおそれのある種や遺伝子の保存

絶滅のおそれのある植物種に関しては、平成4年から県立人と自然の博物館のジーンバンクで種子の保存、栽培（増殖等）を行っています。種や遺伝子は一度失ってしまえば二度と取り戻せないことから、博物館、水族館や動物園の協力を得ながら積極的に保存してまいります。また、生物多様性を把握するうえで重要な生物標本を整理・保存してまいります。

### イ 生物多様性重点対策種の指定

地域の生物多様性を保全するうえで重要な生物や生態系については、必要に応じて、県文化財保護条例による天然記念物指定制度や自然公園条例による動植物種指定制度、環境の保全と創造に関する条例による郷土記念物指定制度等を活用して保全を図ります。

### ウ 環境影響評価の推進

生物多様性の保全については、開発行為と自然の調和が何よりも重要です。開発面積の大小に関らず、地域の生物多様性への影響を考えていくことが必要であるため、生物多様性リストの作成や指導・助言体制の整備などによって全ての施策に生物多様性の視点を取り入れてまいります。また、川や里山といった個々のフィールドで生物多様性を評価する調査方法は確立されつつありますが、自然全体をとらえた調査方法はまとまっていないため、生物多様性を適切に評価することができる調査方法の明確化を進めます。

さらに、現在、法令に基づき環境影響評価が義務付けられている対象規模未満の開発等にも、生物多様性について配慮できる仕組みの構築を検討します。

加えて、事業のより早い段階から、環境への配慮を行い、重大な環境影響を早期に回避する仕組みとなる計画段階環境アセスメントについては、国において、環境省や国土交通省でガイドラインが策定されるなど検討が進められており、県においても、これらの動向を踏まえつつ制度化の検討を進めます。

### ③ 生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用

#### ア「生物圏保存地域（バイオスフェアリザーブ）」の指定支援

環境問題を解決するための科学的基礎を発展させることを目的とした「人間と生物圏（Man and Biosphere:MAB）計画」が、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の国際共同事業のひとつとして1970年に発足しました。計画の中で最も重要な柱のひとつが保全・条件整備・開発の3つの機能を持つ「生物圏保存地域」の指定制度です。日本では、4地域（屋久島、大台ヶ原、大峰山、白山及び志賀高原）が指定を受けており、県内においても、生物多様性が豊かで、地域指定の可能性のある地域については、地域の取組を支援していきます。

#### イ 世界ジオパークの登録支援

景観として地質学的に重要であるばかりでなく、考古学的・生態学的もしくは文化的な価値も含む地域を「ジオパーク」として登録し、教育や観光、地域振興に役立てようとする動きが世界で広まっています。

数々の洞門や奇岩怪石、断崖（だんがい）絶壁などダイナミックな景観が続き、多くの人々を魅了してやまない但馬海岸、これを含め京都の網野海岸から鳥取砂丘まで約七十五キロの山陰海岸国立公園と周辺を世界の公園にしようという「山陰海岸ジオパーク構想」が進められています。生物多様性がもたらす景観の恵みを保全していくために、ジオパーク登録に向けた市町の取組を支援します。

#### ウ ラムサール条約への県内重要湿地の登録支援

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づいて登録された湿地は、渡り鳥の越冬地や中継地となるだけでなく、多くの生物のすみかや繁殖、採餌の場となっています。県下にある湿地のうち、登録の可能性のある地域については、登録に向けた地域の動きを支援します。